

## 県立障がい福祉施設の再整備のための方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 県立障がい福祉施設の再整備に向けて、県立障がい福祉施設として果たすべき役割や機能、今後の方向性などを検討するため、県立障がい福祉施設の再整備のための方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 県立障がい福祉施設の今後のあり方について
- 二 その他前号に付随する事項

### (組織)

第3条 検討会は、別表に定める構成員で構成する。

- 2 検討会に、会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

### (任期)

第4条 構成員の任期は、令和7年度末までとする。

### (職務)

第5条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は、県が必要に応じて、招集するものとする。

- 2 検討会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 県は、必要と認めるときは、検討会に別表以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (秘密の保持)

第7条 検討会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第8条 検討会の事務局は、岐阜県健康福祉部障害福祉課に置く。

- 2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。

別表

県立障がい福祉施設の再整備のための方検討会 構成員名簿  
(敬称略)

氏名	所属・役職等	区分
池谷 尚剛	岐阜大学教育学部 名誉教授	学識経験者
打保 由佳	中部学院大学人間福祉学部 准教授	学識経験者
臼井 隆雄	岐阜県相談支援事業者連絡協議会 顧問	学識経験者
岡本 敏美	岐阜県障害者社会参加推進センター 会長 岐阜県身体障害者福祉協会 会長	当事者団体
日比 奈緒美	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会 会長	当事者団体
帆ノ下 久美子	岐阜県手をつなぐ育成会 理事長	当事者団体
豊田 雅孝	岐阜県身体障害者福祉施設協議会 会長	障がい福祉施設関係者
平下 博文	岐阜県知的障害者支援協会 会長	障がい福祉施設関係者
北川 幹根	岐阜県福祉事業団 理事長	障がい福祉施設関係者